**鹿沼市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱**

**（趣旨）**

**第１条　市の交付する鹿沼市骨髄移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）について必要な事項を定めるものとする。**

**（目的）**

**第２条　助成金は、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を支援することにより、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「財団」という。）が実施する骨髄バンク事業へのドナー登録（以下「ドナー登録」という。）を推進し、もって骨髄等の移植の促進を図ることを目的とする。**

**（助成対象）**

**第３条　助成金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「助成対象ドナー」という。）及び助成対象ドナーを雇用する事業所であって国内に主たる事務所を有するもの（国、独立行政法人等（**[**独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項**](javascript:void(0);)**に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（**[**地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項**](javascript:void(0);)**に規定する地方独立行政法人をいう。）を除く。以下「助成対象事業所」という。）とする。**

**(1)ドナー登録を行い、骨髄等の提供をした者であって、当該骨髄等の提供が完了した日から６０日以内のもの**

**(2) 市内に住所を有する者**

**(3) 市税の滞納がない者**

**（助成金の額）**

**第４条　助成金の額は、骨髄等の提供のための通院及び入院の日数の合計（７日を上限とする。）に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を乗じて得た額とする。**

1. **助成対象ドナー　２万円**
2. **助成対象事業所　１万円**

**（交付の申請）**

**第５条　助成金の交付を受けようとする助成対象ドナーが提出する書類は、次のとおりとする。**

**(1) 鹿沼市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）（様式第１号）**

**(2) 財団が発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類**

**(3) 市税の完納証明書（発行日から１か月以内のものに限る。）又は市税の納付状況に関する調査同意書（様式第２号）**

**(4) その他市長が必要と認める書類**

**２　助成金の交付を受けようとする助成対象事業所が提出する書類は、次のとおりとする。**

1. **鹿沼市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所等用）（様式第３号）**
2. **助成対象ドナーとの雇用関係が確認できる書類**
3. **その他市長が必要と認める書類**

**第６条　市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに審査を行い、助成金の交付の可否及び交付額を決定するものとする。**

**２　市長は、前項の規定により助成金の交付の可否及び交付額を決定したときは、鹿沼市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書（様式第４号）又は鹿沼市骨髄移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書（様式第５号）により当該決定に係る助成対象ドナー又は助成対象事業所に通知の上、助成金の交付を可と決定した者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。**

**（補則）**

**第７条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。**

**附　則**

**この要綱は、平成２７年４月１日から適用する。**

**附　則**

**この要綱は、平成３０年４月１日から適用する。**